

桜美林中学・高校同窓校友会会則

(理 念)
私たちは、創立者の清水安三・郁子の建学の基となるキリスト教精神、学而事人の教えに基づき、共に持続発展するため、ここに参集するものとする。

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、桜美林中学・高校同窓校友会
(英字表記: J.F.Oberlin Junior and Senior Schools Alumni Association)と称する。

(本 部)

第2条 本会の事務所を、東京都町田市常盤町3758 桜美林学園内に置く。

(理念と目的)

第3条 本会は、本会の理念の元、会員相互の親睦を図ると共に母校の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
(1)桜美林中学校・桜美林高等学校(以下、学校という)に対する支援
(2)同窓校友会員データの管理、保護
(3)機関紙の発行
(4)支部、および学年会、またはクラス会等への支援
(5)親睦会の開催
(6)在校生に対する支援、援助
(7)その他本会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員および役員

(会 員)

第5条 本会は次の者をもって会員とする。
(1)正会員
イ 桜美林高等女学校・桜美林中学校・桜美林高等学校(英文専攻科・洋裁専修科・洋裁研究科・速成科・被服科を含む)各卒業生。
ロ 上記イの教職員及び退職者のうち、この目的に賛同し加入を希望した者。
(2)準会員
学校に在籍する生徒
(3)賛助会員
本会の活動を支援する法人または個人で幹事会で承認を受けた者

(役 員)

第6条 会に次の役員を置く。
(1)会長1名
(2)副会長5名以内

(3) 幹事30名以内

(4) 会計監査2名

会長および副会長は、幹事会の定めるところにより、幹事会において幹事の中からこれを選任する。
幹事および会計監査は、総会により選任する。ただし、幹事と会計監査は兼任することができない。

- 2 第1項各号に定める役員のほか、幹事会の定めるところにより、名誉会長、相談役、顧問および各種委員を置くことができる。
- 3 本会役員が、本会の名誉または信用を傷つけるような言行若しくは本会の理念・目的に反する言行があったときは、総会の決議において、罷免・解任をすることができる。

(役員の職務)

第7条

本会役員の職務は、次のように定める。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統轄する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたときまたは会長に事故のあるときはこれを代理する。
- (3) 幹事は、幹事会の構成員として本会の運営に係る必要事項の審議決定に参画するとともに、会務の執行について積極的に協力する。
- (4) 会計監査は、毎年度会計を監査し、幹事会及び総会に報告する。

(任 期)

第8条

第6条第1項各号に定める役員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、会長および副会長は、連続して6年を超えて在任することはできない。

- 2 第6条第1項各号に定める役員は、前項の期間を経過した後も、新たに役員が選出されるまで、引き続きその職務を行う。
- 3 役員が辞任しようとするときは、辞任届を会長に提出するものとする。

(報酬等)

第9条

第6条における役員は、無報酬とする。

- 2 第6条における役員の事業活動に要する交通費等の経費は支給する。

第3章 機 関

(機関の種類)

第10条

本会に次の機関を置く。

- (1) 総会
- (2) 幹事会
- (3) 事務局

(総会)

第11条

総会は、本会の全会員でこれを構成し、以下の事項を審議決定する。

- (1) 会則の変更
- (2) 幹事・会計監査の選任、罷免・解任
- (3) 決算・事業計画・予算の承認
- (4) 会費に関する事項
- (5) その他幹事会にて提出された事項

- 2 総会の招集は、会長が、幹事会の決定により毎年度1回これを行う。
- 3 緊急事案が生じたときは、幹事会の決議により、臨時総会の招集を行うことができる。
- 4 総会における議事は、出席会員の過半数をもってこれを決する。ただし、会則に関わる議事は、第25条に定めるとおりとする。

(幹事会)

- 第12条 幹事会は、会長、副会長および幹事でこれを構成し、予算、決算、事業計画その他会務執行に必要な事項を審議する。
- 2 幹事会の招集は、会長が、必要に応じてこれを行う。
 - 3 会長は、全幹事の3分の1以上の要求がある場合には、幹事会の招集を決定しなければならない。
 - 4 幹事会は、第1項に定める構成員の過半数をもって成立する。幹事会における議事は、出席者の過半数をもってこれを決する。

(規程類)

- 第13条 幹事会は、本会則に定める事項を実施するために必要な規程を制定する。
- 2 前項の規程には、本会則の委任または総会の同意がなければ、会員に義務を課し、または会員の権利を制限する規定を設けることができない。

(事業執行委員会)

- 第14条 幹事会は、必要に応じ事業執行委員会を置くことができる。
- 2 各事業執行委員会の委員長は、幹事会の議を経て会長が任命する。各委員会に関する規程は別に定める。

(事務局)

- 第15条 本会の事務を処理するため、桜美林学園内に事務局を置く。
- 2 事務局員は、第6条第1項各号に定める役員を兼ねることはできない。
 - 3 事務局に関する事項は、学校法人桜美林学園と協議の上別に定める。

(支部)

- 第16条 支部については、これを積極的に支援する。
- 2 支部設置については、一般社団法人桜美林大学校友会と連携して検討する。

第4章 資金および会計

(会計年度)

- 第17条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(資金)

- 第18条 本会の経費は、会員の納付する会費およびその他の収入をもってこれにあてる。

(会費の納入)

- 第19条 会員は、総会において定める会費を納めるものとする。

(会計)

- 第20条 本会の予算および決算は、毎年度幹事会での承認を経て、総会の承認を得なければならない。

第5章 雑則

(賞罰)

第21条 本会または学校のため、特に功労のあった団体、及び個人に対して幹事会の定める規程により表彰することができる。

- 2 会員で本会または学園の名誉を汚した者は、幹事会の決定によって、会員資格を停止することができる。

(個人情報の届け出)

第22条 会員は、氏名、住所等を変更したときは、遅滞なく本部に届け出るものとする。

(会員情報の管理)

第23条 本会の会員に関する個人情報の管理については、別に定めるところにより行うこととする。

(会員に対する報告)

第24条 本会に関する諸般の事項は、会報、その他の適切な方法で会員に報告する。

(会則の改正)

第25条 この会則の変更は、総会において出席者の3分の2以上の同意を得なければならない。

(その他)

第26条 この会則に定めのない事項については、幹事会の議を経て決定し、総会にて報告する。

附 則

本会則は、2024年6月15日から施行する。

本会則を施行するために必要な規程等の制定、役員の選出ならびに本会則を施行するために必要な準備手続きは、前項の期日より前に、これを行うことができる。

本会則施行の際の役員で、その職務に相応する職務が本会則で認められている者は、本会則の規定に基づいて選任されたものとする。

この会則の改正は、2024年11月9日から施行する。